

第3章

ともに支え合う地域のありかた

第1節 めざす地域福祉の姿（基本理念・基本目標）

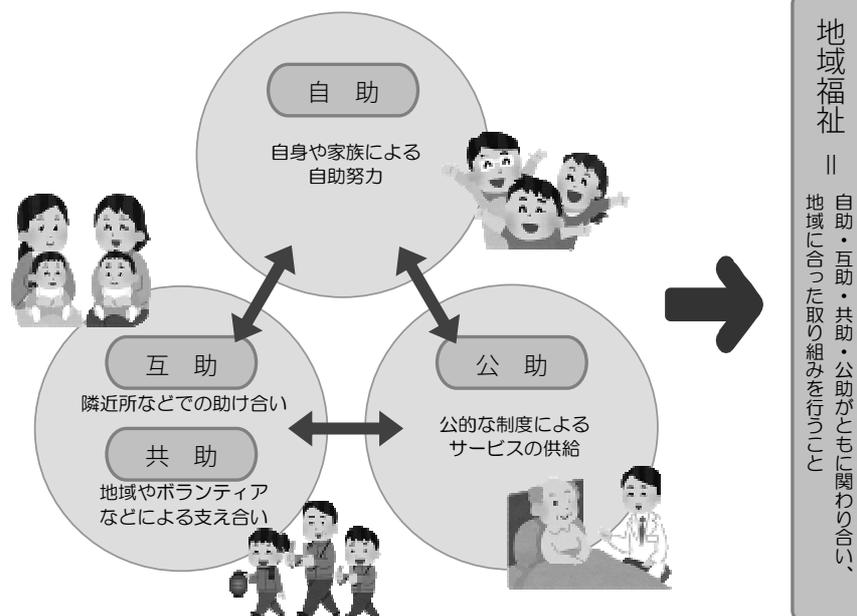
（めざす地域福祉の姿）

**基本理念：いつも自分らしく生きるために、
みんなで支え合う地域づくり**

第1章第3節でも述べたように、この基本理念は、平成19年度策定第1期石巻市地域福祉計画から継続して掲げているものです。石巻市がめざす「協働のまちづくり」の実現のため、行政と住民がともにめざす地域福祉の考え方の根幹として、今後も掲げていきます。

第2期計画より、地域での支え合いの考え方のひとつとして、自助・互助・共助・公助の関係を示してきました。これらが相互に関わりながら、地域のニーズに合った取組を実施することが基本理念の実現につながるという考え方です。

【地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）】



第2期計画では、自助・互助・共助・公助の考え方のもと、「まず、自分ができることから考える」という自助のはたらき、「次に、隣近所や地域等でできることを考え、取り組む」という互助・共助のはたらき、最後に「市や関係機関では、地域での取組を支援する」という公助のはたらきを、みんなで進める地域福祉の目標と取組として基本目標に掲げてきました。

また、自助・互助・共助・公助の考え方を根底におき、さまざまな人たちが住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにする仕組みが「地域包括ケアシステム」です。自宅等の住み慣れた生活の場で、自分らしい生活が維持できるような仕組みを作り、各種サービスが包括的かつ継続的に、個人の状況に合わせて提供されるべきであると考えています。

以上のことから、石巻市では市民、地域、行政がそれぞれの役割を持ち、互いに協力し合いながら生活を続けていく仕組みづくりに取り組んできましたが、具体的にどのような取組を実施したらいいのか、第2期計画の基本目標を継承しつつ、宮城県地域福祉支援計画（第3期）の支援施策の展開も踏まえ、第3期石巻市地域福祉計画における取組の方向性を示し、基本目標としました。

4つの基本目標をもとに、各地域が抱える課題や実情を踏まえて、取り組むべき施策を明確にし、石巻市がめざす「協働のまちづくり」の実現へ向けて取り組んでいきます。

第2節 支え合いの支援体制

地域内にはさまざまな形で地域のために活動している人たちがいます。このような活動の積み重ねが地域の支え合いへとつながり、「協働のまちづくり」の実現への一助となっています。

(1) 市社会福祉協議会の活動

地域に根差した福祉活動において、石巻市社会福祉協議会は、中核的な役割を担う団体として位置付けられており、住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくりの実現をめざしています。

その活動は「市民参加」を前提として、各種在宅サービス事業、ボランティアセンター*事業、世代間交流、福祉教育等、サービス提供や福祉のまちづくり事業を行っています。

平成25年4月より、震災以降、新たな地域コミュニティで住民が抱える福祉や健康、自治会活動等地域のさまざまな課題に対して、総合的な調整活動を行う**地域福祉コーディネーター(CSC)***が設置されました。現在、石巻市では13人の地域福祉コーディネーターが地域で支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した支援を行い、地域再生のため日々地域で活動しています。また、平成28年から高齢者や介護保険の要支援者等を対象として、社会的孤立の解消や健康保持、地域の支え合い体制の推進につなげるため、**生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)***としても現行の地域福祉コーディネーターに兼務という形で活動を行っています。

ボランティアセンター事業として、地域で活動しているボランティア団体をサポートするため、ボランティアセンターの運営・管理を行っています。

災害時には、災害ボランティアセンターを開設し、各種ボランティア活動を効率よく推進するための組織としての役割を担います。近年自然災害が多くなっていることを踏まえて、万が一災害が起こったときに迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、事前の災害ボランティア*登録制度を実施しています。

(2) ボランティア団体・NPO 法人の活動

ボランティア活動は一人ひとりの自発的な意志に基づき、金銭的な利益等の見返りを求めることなく、社会的活動等に携わる活動を指します。その活動は個人で行うものや、グループを形成し、それらに所属して行う場合等多様な活動の方法があります。震災以降、石巻市でも増加傾向にあるNPO法人*も、ボランティアの力によってその活動が支えられています。

(3) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員の主な活動としては、担当地域内の市民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容や情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行っており、地域福祉の増進の重要な役割を担っています。

平成28年度の一斉改選に伴い、復興住宅、新市街地の加配対応として復興枠を設けました。これにより新たに自治会、団地会が形成された新市街地から民生委員・児童委員の推薦があった場合、民生委員・児童委員を配置することが可能となりました。

図表3-1 地区ごとの配置状況（平成28年12月1日現在）

区分	定数	現員	区分	定数	現員
石巻地区	17 (2)	17 (2)	釜・大街道地区	26 (2)	25 (2)
住吉地区	35 (2)	33 (2)	河北地区	40 (2)	40 (2)
門脇地区	8 (2)	8 (2)	雄勝地区	11 (2)	10 (2)
湊地区	22 (2)	20 (1)	河南地区	40 (3)	40 (3)
山下地区	19 (2)	17 (2)	桃生地区	19 (2)	19 (2)
蛇田地区	30 (2)	29 (2)	北上地区	11 (2)	11 (2)
荻浜地区	9 (2)	9 (2)	牡鹿地区	19 (2)	12 (2)
渡波地区	29 (2)	28 (2)	復興枠	22	0
稲井地区	17 (2)	16 (2)	計	376 (32)	334 (32)

単位：人 () は主任児童委員を再掲

(4) 地域包括支援センターの活動

地域包括支援センター*は、地域住民の保健医療の向上のため、介護、福祉、健康、医療等さまざまな面から包括的に支援する役割を担う機関です。高齢者向けの介護予防教室の実施、住民からの相談に応じ訪問等による実態把握調査、介護保険制度や福祉サービスへの適切な支援等、福祉の増進に向けて幅広い事業を行っています。

図表3-2 石巻市地域包括支援センター（市内12か所に設置）

名称	担当地区	名称	担当地区
中央地域包括支援センター	石巻・中央	河北地域包括支援センター	河北
稲井地域包括支援センター	稲井・住吉	雄勝地域包括支援センター	雄勝
蛇田地域包括支援センター	蛇田	河南地域包括支援センター	河南
山下地域包括支援センター	山下・釜・大街道	ものう地域包括支援センター	桃生
渡波地域包括支援センター	渡波・荻浜	北上地域包括支援センター	北上
湊地域包括支援センター	湊	牡鹿地域包括支援センター	牡鹿

第3節 重点事項

重点的に取り組むべき事項として、第2期計画に引き続き、下記のとおり3つの重点事項を掲げます。

●重点事項1 ; コミュニティの定着・活性化 (人同士をつなげ継続性を持たせる)

第2期計画では、東日本大震災によって被災した地域のコミュニティ再生ということで、地域福祉活動の基盤となる拠点づくりや新たなコミュニティの形成を重点事項としていました。今後は、形成されたコミュニティの地域への定着化や活動に継続性を持たせ、被災した地区のコミュニティを再生していくとともに、新たな市街地における早期のコミュニティ形成をめざします。

●重点事項2 ; 地域ネットワークの構築 (困りごとを適切な支援につなげる)

第2期計画に引き続き、地域の実情に応じた柔軟なサービスの展開や見守り活動、重点事項1で掲げたコミュニティの定着・活性化とともに地域内交流を促す仕組みづくりが重要と考えます。市民アンケート調査内でも、困りごとが起こった際に、どこに相談したらいいのか、どんな支援が受けられるのか等、適切な支援へのつなぎ方がわからないという声が多かったことから、市民一人ひとりが適切な支援が受けられるようなネットワークの構築をめざします。

●重点事項3 ; 安心できる暮らしの確保 (支援体制を確立し安心をつなぐ)

「安心できるまちで暮らしたい」という声は、震災以降ずっと多くの市民の要望として、市民アンケート調査の結果にも出ています。第2期計画でも謳われていましたが、より具体的な支援体制を整え、市民の安心・安全を守る仕組みづくりを重点事項とし、平時、緊急時の両面から安心を確保できる地域づくりをめざします。

第4節 施策体系

基本目標を施策として具体化するために、以下の体系に基づいて地域福祉を推進していきます。

また、計画期間内に策定する分野別計画の市民協働の指針とします。

